

令和6年度(令和5年分) 給与支払報告書(総括表)

追加		令和 年 月 日 提出		特別徴収義務者指定番号	
訂正		横須賀市長			
YHP R6					
1 給与の支払期間		令和 年 月分から 月分まで			
給与支払者(特別徴収義務者)	2 個人番号 又は法人番号				9 事業種目
	3 郵便番号				10 受給者 総人員
	(フリガナ)				人
	4 所在地 (住所)		電話 ( ) - ( )		11 特別徴収 対象者
	(フリガナ)				12 普通徴収 対象者 (退職者)
	5 名称 (氏名)				13 普通徴収 対象者 (退職者を除く)
	6 給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名				14 報告人員 の合計
7 連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号		課 係 氏名 ( ) - 番 内線 ( )		15 所 轄 税 務 署 名	
8 関与税理士等の氏名 及び電話番号		氏名 ( ) - 番		16 給与の支払方法 及びその期日	
*普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。				17 納 入 書 付 の 送 付	

- この給与支払報告書(以下「報告書」という。)は、地方税法第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 追加報告のときは「追加」、訂正の場合は「訂正」をそれぞれ○で囲んでください。
- 「1 給与の支払期間」欄には「報告人員」に給与を支払った期間を記載してください。
- 「2 個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「6 給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「7 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「8 関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問い合わせ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 「10 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「11 特別徴収対象者」欄には、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。
- 「12 普通徴収対象者(退職者)」欄には、普通徴収の対象となる人員のうち退職者の人員を記載してください。
- 「13 普通徴収対象者(退職者を除く)」欄には、普通徴収の対象となる人員のうち退職者を除いた人員を記載してください。
- 「14 報告人員の合計」欄には、「11 特別徴収対象者」欄、「12 普通徴収対象者(退職者)」欄及び「13 普通徴収対象者(退職者を除く)」欄の人員の合計を記載してください。
- 「16 給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

市役所記入欄	
入力	検証
新	先頭

※印字してある所在地、名称(氏名)や納入書区分について変更がある場合は朱書きにて訂正してください。  
 ※中途就職等の方で、前職分の給与を含めて年末調整を行った場合、前職分全ての支払者・支払金額・社会保険料控除額を個人別明細書の摘要欄に記載してください。記載がない場合は前職分を含んでいないと判断します。

給与支払報告書の提出について

■ 書面での提出について

- 本書を、個人別明細書とともに提出してください。なお、関与税理士等に給与支払報告書の作成を依頼されている場合は、本書を関与税理士等にお渡しください。
  - 本書以外の総括表にて提出される場合は、本書も白紙のまま一緒に提出してください。
  - 受給者が確定申告を行う場合でも、必ず給与支払報告書を提出してください。
  - 本書は、令和5年度の提出実績に基づきお送りしています。令和6年度の報告人員がない場合は、提出不要です。
  - eLTAX(電子申告)で提出した場合、書面での提出は不要です。
- ※ 給与支払報告書の提出枚数は【各1枚】です。

■ eLTAXでのご提出・ご利用について

- 特別徴収できない受給者については、「普通徴収」の項目を必ず入力し、摘要欄に「普A」～「普F」のうち該当する符号を入力してください。  
 ※摘要欄にだけ普通徴収希望の旨を入力されても、対応できない場合があります。
- 前々年(令和4年1月)に税務署に提出すべきだった給与所得の源泉徴収票が「100枚以上」で、e-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分では、市区町村へ提出する給与支払報告書についてもeLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられます。
- 申告から納税まで、一連の手続きをインターネット経由で行うことができます。

eLTAXについてのお問い合わせ先 [ 地方税共同機構 ]  
 ヘルプデスク 電話 0570-081459  
 ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

提出期限は令和6年1月31日です

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町1-1番地  
 横須賀市税務部市民税課  
 電話 046-822-8191・8192 URL <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/>

